

退職金制度の導入を検討してはいかがでしょう？



100

には、会社が生命保険会社などに掛金の積み立てや運用などを委託する「規約型」と、会社とは別に企業年金基金（設立には原則は300人以上）の加入者が必要（設立し、基金が退職金にかかる業務を行なう「基金型」）

（以下、「中退共」という）は、会社は（独立）勤労者退職金共済機構（以下、「機構」という）が運営する中退共済制度に加入し、機構に毎月掛金を支払い、機構が資産運用と退職金を積み立てる制度です。

（4）中小企業退職金共済制度（以下、「外部積立」）

（1）の退職一時金は外部機関を利用せず、自社で退職金を積み立て、退職時に一括して支払う制度です。

退職金は法律上、会社に支給する義務はなく会社の判断に委ねられていますが、退職金制度を設ける目的は、社員の長期勤続を奨励することにより定着率のアップと離職の防止、かつ優秀な人材を確保し退職後の生活や人生設計に安心感を持つもらうためです。

退職金はその支給方法に着目すると、退職時に一括して支給する「退職一時金」と、退職金の全部または一部を年金で支給する「退職年金（企業年金）」に分類されます。

（2）確定給付企業年金制度

（3）企業型確定拠出年金制度

（4）中小企業退職金共済制度

（2）～（4）は外部積立



（2）の確定給付企業年金制度は、会社が退職金規程で定められた退職金額を支給するために必要な制度は、会社が社員の退職金の原資とするために、毎月の掛け金を拠出し、社員が自らの責任で運用していく制度で、会社は掛け金の拠出義務は負います。

（3）企業型確定拠出年金制度は、会社が社員の退職金の原資とするために、毎月の掛け金を拠出し、社員が自らの責任で運用したりで退職金があらかじめ制度設計されており確実に支払われる

（1）1%の予定運用利回りで退職金があらかじめ制度設計されており確実に支払われる

（2）国による掛け金の補助

（3）掛け金全額が損金（法人）又は必要経費（個人）として非課税扱い

（4）外部積立のため事務処理が簡単かつ、制度維持の手数料も不要

制度がある

（3）掛け金全額が損金（法

人）又は必要経費（個

人）として非課税扱い

（4）外部積立のため事務

処理が簡単かつ、制度維

持の手数料も不要

といった特徴があり、導入しやすくメリットの多い制度といえます。